

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 9 月 17 日  
岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 岩手県 女性活躍推進に関するアンケート調査業務
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 完了期限 令和 4 年 3 月 18 日 (金)
- (4) 成果品納入場所 岩手県環境生活部若者女性協働推進室
- (5) 入札方法

(1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札及び開札日時及び場所

- (1) 日時 令和 3 年 10 月 15 日 (金) 午前 11 時 00 分
- (2) 場所 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 B

## 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 255 号) に基づき更正手続開始の申立てがされている者 (ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。) でないこと。
- (3) 5 に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準 (平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号) に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3) の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止当措置基準 (平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準 (平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準 (平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号) などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 岩手県県税条例 (昭和 29 年条例第 22 号) 第 3 条に掲げる税目、法人税、申告所得税及び復興特別所得税及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 過去 5 年の間に国 (公社、公団及び独立行政法人を含む。)、岩手県または他の地方公共団体の行う意識調査、世論調査等に係る業務を受託した実績のある者であること。
- (8) 岩手県内に事務所・事業所を有している事業者が県内で行う業務であること。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

#### 5 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）を確認・記載のうえ、次の関係書類を添えて、令和 3 年 10 月 11 日（月）午後 5 時までに岩手県環境生活部若者女性協働推進室あてに提出すること。
  - ア 入札参加資格で求める過去 5 年の間に本業務と同等の業務を受託した実績を確認できる書類（「業務実績確認調書」（様式第 2 号））及び当該業務の契約書の写し
  - ※ 記載方法については、別紙「業務実績確認調書記載例」を参考に記載し、提出すること。
  - イ 定款（法人のみ）
  - ウ 納税証明書の写し申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した岩手県県税条例第 3 条に掲げる税目の納税証明書（様式第 111 号イ）及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」をいう。）
- (2) 申請書及び関係書類は岩手県環境生活部若者女性協働推進室において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和 3 年 10 月 20 日（水）午後 5 時を目途に F A X により通知する。
- (3) 調書を提出した者は、当該調書に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 質問書の受付及び回答方法

質問がある場合は、書面（様式任意、FAX による提出可）により令和 3 年 10 月 11 日（月）午後 5 時までに 10 に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和 3 年 10 月 13 日（水）までに FAX により送信する。

#### 7 入札説明書の配布

入札説明書は、10 に示す照会先及び県のホームページで配布する。  
県ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/>

#### 8 入札の方法

- (1) 入札書は、2 の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送やファックス等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、一般競争入札説明書によること。

#### 9 その他

- (1) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入

札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。
- (3) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (4) その他入札の詳細については、入札説明書に示すとおりとする。

## 10 照会先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（女性活躍支援担当）

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL 019-629-5348 FAX 019-629-5354